

定 款

株式会社コヤマ・ミライエ

(2025 年 7 月 15 日改正)

株式会社コヤマ・ミライエ定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社コヤマ・ミライエと称し、英文では Koyama Miraie Co.,Ltd と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 自動車買取業務
2. フランチャイズチェーンシステムによる加盟店の募集及び指導業務
3. 自動車の販売、整備、洗車、車検相談及び輸出入に関する業務、レンタカー業並びに損害保険代理業
4. 情報システム及びネットワークシステムの導入並びに構築に関するコンサルティング、販売、保守並びに運用
5. 不動産の売買、賃貸、それらの仲介、所有、管理及び運用
6. 有価証券、金融派生商品等の金融商品への投資
7. オリジナルデザインによるアパレル製品及び服飾小物の企画、制作、販売並びに輸出入
8. 飲食店及びカフェの経営並びにコーヒー豆の輸入、加工及び販売
9. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を静岡県富士市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、800,000株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当会社は、取締役会決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

(株式取扱規程)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当会社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とす

ることができる。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第 18 条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 19 条 当社の取締役は、9 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(代表取締役及び役付取締役)

第 24 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役

(監査役の設定)

第30条 当会社は監査役を置く。

(監査役の数)

第31条 当会社の監査役は、3名以内とする。

(監査役の選任)

第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1

以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第 34 条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 35 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとする。

(期末配当金)

第 37 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

(中間配当金)

第 38 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第 39 条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。